

最高裁判所(第二小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 通知処分取消等請求上告受理事件
国側当事者・国

平成25年8月28日不受理・確定

(第一審・那覇地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成24年8月21日判決、本資料262号-172・順号12022)

(控訴審・福岡高等裁判所那覇支部、平成●●年(〇〇)第●●号、平成25年4月9日判決、本資料263号-69・順号12193)

決 定

申立人	甲
申立人	乙
上記兩名訴訟代理人弁護士	大田 朝章 ほか
相手方	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
同指定代理人	平田 理

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成25年8月28日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 鬼丸 かおる

裁判官 千葉 勝美

裁判官 小貫 芳信